

私は、平成十九年、二〇〇七年の初当選組でございますが、当時は参議院の被選挙権の年齢に達したばかりで議席を預けていただきました。現在は、十七年目終わろうとしていますので、それにその年数を加えた年齢でございますけれども、いわゆる就職氷河期世代のど真ん中の世代でございます。

当時は、その世代に政治の光、当たることはありませんでした。どれだけ靴の底すり減らして一生懸命就職活動しても、思うような形で社会に出ていくことができなかった同世代が大勢います。私は、いつも国会質疑の場でも申し上げておるんですけれども、運と縁と巡り合わせに恵まれて最初から会社員として社会で仕事をすることができました。

ただ、望まない形で社会に出ていった多くの同世代のこと、当時国会で取り上げたときというのは、その世代の問題でしようと矮小化されておつたんですけれども、この世代は団塊世代ジュニアに連なる大きな人口ボリュームを持っている世代でもあります。ですから、社会保障全体とか税の観点からお伺いしております。

十二年前の社会保障と税の一体改革特別委員会のおかげから社会保障制度の根幹にも関わる課題でありますので、改めてお伺いしたいと思います。

就職氷河期世代は、四十歳代後半を迎えています。

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いたします。

す。一般的に言えば、現役世代の中軸として社会を支え、牽引する役割が期待されています。ただ、先ほど申し上げましたとおり、望まない形で社会に出ていかざるを得なかった世代ですから、正社員になれなかったことによる経済的損失を正しく把握することによって、いろんな政策を講じていく必要があると思います。

税金に与える影響額についてお伺いしたいと思います。

就職氷河期世代が正社員になれなかったことによる現在の影響額について、平成二十九年に答弁いただいたときと同じ仮定で構いませんので、国税、地方税の順にお伺いしたいと思いますので、財務省、総務大臣、よろしくお願ひいたします。

○政府参考人（中村英正君） 国税についてまずお答え申し上げます。

委員からは、平成二十九年、そして前回は令和四年の三月の総務委員会で同様の御質問頂戴いたしましたので、一定の仮定を置いた上で試算値を御答弁申し上げます。

今回も前回と同様の仮定を置きまして、数値を更新した上で機械的な試算を行いました。一定の留保はございますけれども、令和五年分の統計を用いまして正規雇用者と非正規雇用者との間の一人当たりの所得税額の差額を試算し、いわゆる氷河期世代である、就職氷河期世代である四十代の

雇用者数と、そのうち就職氷河期の影響を受けた、非正規雇用になったと仮定した雇用者数の割合、これに乗じて試算したところでございますけれども、おおむねマイナス三百億円程度となるとございまして。

○委員長（新妻秀規君） 総務省はどなたが。

○国務大臣（松本剛明君） 吉川委員におかれましては、長年にわたって就職氷河期世代問題に取り組んでこられたと承知をしており、心から敬意を表したいと思います。

今委員からおっしゃったとおり、それによって意識も大分変わってきて、取組も進んできたかと思いますが、引き続き取り組むべき問題だという認識を持ちたいと思っております。

御質問でございますが、いわゆる就職氷河期世代の非正規雇用者が正規雇用者と同じ年収を得ていないことによる個人住民税への影響についてですが、前回御質問いただきました令和四年三月の試算時と同じ仮定を置きまして更新して試算いたしますと、約五百億円程度の減収となるとございまして。

○吉川沙織君 この同じ仮定の下で、今総務大臣と財務省、国税と地方税について答弁をいただきました。

実は、最初にこの問い立てたのが十二年前だったんですけど、そのときは若年者雇用というす

い幅広い前提だったんですが、就職氷河期世代に絞って試算をいただいたのが平成二十九年からでございます。そのときと比べると、実はマイナスの影響額というのは減っているようでございます。これは、本院任期が長うございますので、定観測という意味で同じ問いを立てて経緯を、推移を問うているわけですけども、ただ、就職氷河期世代の平均賃金ですとか貯蓄額はほかの世代に比べて低いため、様々な指標を見なければならぬと思っております。

また、二〇四〇年は就職氷河期世代が現役世代から高齢者世代に移行する時期ですので、働き盛りに正社員になれなかった世代が高齢になったら、もしかしたら年金が十分でないため生活保護等社会保障給付に与える影響額の試算についてもこれは問うたところ、民主党政権時代に一度だけ出していたんですが、それ以降は問うても出てこない。ただ、やっぱり今答弁いただいた国税、地方税と同様に数値が出せるものでしたら出した上で対策を講じていかないと、あと十年、二十年たつともっと深刻な事態になっていくのではないかと思っています。

就職氷河期世代が正社員になれないことによる所得税、個人住民税に与える影響についてお伺いしましたので、関連して税についてお伺いいたします。

所得税法等は束ねざるを得ない法案であることは重々承知しておりますが、省令委任、これも税法ですとたくさんあるのも承知しておりますが、ただ、定額減税に係る今回のような事態が発生するがゆえ、できる限り国会審議の場で確認するのが筋であるとして、先日質疑に立ちました放送法の改正案についても、省令委任事項については指摘をさせていただきました。

では、今回、所得税、所得減税で給与明細に減税額を示す欄を義務付ける条文は具体的に何か、財務省、教えてください。

○政府参考人（中村英正君） お答え申し上げます。

給与支払明細書の交付につきまして、所得税法第二百三十一条第一項で給与支払者の義務として定められておりまして、明細書の義務的記載事項につきましては、所得税法施行規則第百条第一項の各号において定められているところでございます。

今般の税制改正によりまして、定額減税の額を所得税法施行規則第百条第一項の第四号として追加し、義務的記載事項としていらっしゃるところでございます。

○吉川沙織君 所得税法施行規則第百条第一項第四号を加えて、そこで確かに書いてはあるようでございます。

では、この改正省令の公布と施行日はいつか、それぞれ財務省にお伺いいたします。

○政府参考人（中村英正君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げました所得税法施行規則の第百条第一項に第四号を追加する改正につきましては、公布は、本年三月三十日に公布されました所得税法施行規則の一部を改正する省令において行われました。

当該部分の施行期日は、本年六月一日となっております。

○吉川沙織君 この給与明細に所得減税の欄を増やして記載するということは今の施行規則にもありませんけれども、令和六年度税制改正の大綱、これは令和五年十二月二十二日閣議決定に盛り込まれて明記をされています。また、こういったことは与党の中でも議論があるようでございますが、全く同じ記述が、与党税制大綱、令和五年十二月十四日に決定された二十七ページにも一言一句たがわぬ文言で書かれています。また、今年一月三十日に国税庁のウェブサイトにも賃金明細に表示、新たな欄設けるということは明記されていますけれども、これだけ怨嗟とも言える声企業が企業等から上がっていることは周知が甘かった証左であり、企業にとって非常に重い負担になっていること、思いが足りていないのではないかと思います。

また、この賃金明細に減税欄を義務付けることは所得税に関してですが、定額減税は所得税、個人住民税に対して行われることになります。すなわち、これは企業の負担を増やすとともに、自治体の現場の負担を増やすことにもなります。自治体の業務として具体的にどのような内容が現在より増えることになるのか、これは総務省にお伺いいたします。

○政府参考人（池田達雄君） お答えを申し上げます。

今般の個人住民税の定額減税につきましては、市区町村において税額計算を行い、給与所得者であれば、各企業に対しその税額を通知することとされておりまして、したがって、この市区町村の事務負担につきましては、納税者それぞれの所得や扶養家族の数に応じて減税額を算出し、適切に控除をさせていただくという税務事務の、税務上の事務のほか、減税し切れなかった方に対する給付金支給事務との連携などが必要になってくるものと承知しております。

○吉川沙織君 今答弁の中で控除し切れない場合に生じる給付額のことについて触れられていたけれども、もしお分かりだったら教えてください。一部報道で、デジタル庁がそういったものを計算できるツールを今開発中で、一部報道によれば、そのツールは五月二十七日、昨日完成予定だ

となっていたんです。これって総務省として把握されていますか。

○政府参考人（池田達雄君） お答えいたします。そのようなツール自体をデジタル庁の方で開発していただいて自治体に提供するという事は承知しておりますが、具体の提供の日付までは、私承知しておりませんでした。

○吉川沙織君 政府は、今回、その控除、定額減税について控除し切れない場合に生じる給付額を算定する自治体向けの推計ツール、これは推計所得税等算定ツール、六月実施の定額減税に合わせて開発中で、これが五月二十七日、今日五月二十八日ですから、昨日完成予定だという報道をちょっと見ましたので、御存じかなと思つて伺つてみた次第ですが、そもそも、先ほど財務省から答弁いただいた今回の省令改正は、行政手続法第三十九條第四項第二号によって。パブリックコメントの対象外でもあります。自治体も国が勝手に決めた政策に付き合わされているのではないのでしょうか。総務省は政府の一員という立場ではありませんが、自治体の声を代弁する、負担を軽減するという立場でもあり、期待されている役割を、まあ付き合わなきゃいけないので付き合っているんでしょうけれども、果たしているかどうか、少し疑問のあるところだと思います。

定額減税について併せて伺います。

総理は今日二十日の党役員会で、給与や賞与の支払時に減税の恩恵を国民に実感いただくことが重要だ、給与明細へ明記されるようにするとともに、集中的な広報などで発信を強めると発言した旨報道されています。

では、そもそも、税の性格、税とはどのようなものか、財務省にお伺いいたします。

○政府参考人（中村英正君） お答えいたします。税とはどういうものか、これは日々、我々自問自答しているところがございますけれども、租税は、年金、医療などの社会保障や、教育、道路、水道といった社会資本の整備、また警察や消防など社会に必要な公的なサービスの費用分担をみんなど、皆で分かち合うものがございます、言わば社会共通の費用を賄うための会費といった言い表し方もできるのではないかと、そのように認識しております。

○吉川沙織君 私も今の答弁と全く同じ思いです。社会の構成員として税を広く公平に分かち合つて社会を支えるものではないかと思つています。

その社会の構成員の間で分担する言わば会費のような存在ではないかと思うところでございますが、では、税の原則について、よく言われるところでございますが、税の三原則について財務省にお伺いいたします。

○政府参考人（中村英正君） お答えいたします。

税制の基本原則といたしまして、公平、中立、簡素という三原則が挙げられるところでございます。

具体的に申し上げますと、公平の原則とは、様々な状況にある人々がそれぞれの負担能力、すなわち担税力に応じて分かち合うこと、中立の原則とは、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択をゆがめることがないようにすること、簡素の原則とは、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとしまして、納税者の皆様が理解しやすいものとすることを意味していると認識しております。

○吉川沙織君 今、三原則、答弁いただきましたけれど、今回の定額減税はどこからどう見ても簡素ではないと思われまます。

なお、昨年六月三十日に政府税調が出した中期的な税制の在り方を示した答申の十五ページではこう書いてあります。「先進国の中で最も厳しい状況にある我が国財政の現状を踏まえれば、当調査会としては、租税制度の「公平・中立・簡素」を考へる上での前提として、租税の「十分性」もこれらの三原則と並んで重要なものと位置付けるべきだと考えます。」とされています。

では、我が国財政の現状としてお伺いします。現在の国及び地方の長期債務残高の状況について財務省にお伺いいたします。

○政府参考人（寺岡光博君） お答え申し上げます。

国及び地方の長期債務残高のお尋ねでございますが、令和六年度末の見込み値でございますが、一千三百十五兆円となる見込みでございます。

○吉川沙織君 国及び地方の長期債務残高は、この間、一貫して物すごいスピードで増えています。過去最大に長期債務残高が膨れ上がる中、現役世代は人口減少の一途、社会保障費は年度予算の三分の一を占めるような状況です。支え合い、分かち合うための仕組みである税に関し、先ほど引用した総理の、給与や賞与の支払時に減税の恩恵を国民に実感いただくことが重要との発言は、言わば税を年貢と捉えているようなものではないかとも思われます。

なお、定額減税の恩恵という言葉は、令和五年十一月二日の閣議決定、デフレ完全脱却のための総合経済対策九ページで出てくるものですが、これは今答弁いただいた税の性格と原則を見失わせることにはならないか危惧しています。

また、今回の定額減税に関しては、膨大な負担を企業などの特別徴収義務者と自治体に負わせることにどれだけの意味があるか分からず、総理は恩恵と強調しますが、こんなに支持されない政策も珍しいのではないかと思えますし、先ほど申し上げました税の三原則の一つである簡素からも懸

け離れています。

そして、税の三原則の一つである公平性をも失わせかねない問題が昨日から報道されていますが、いわゆる還付金による税優遇報道もありますが、政治資金規正法に規定される収支報告書不記載等をめぐる一連の事案です。

前回、五月十六日の質疑で、昭和二十五年制定法の放送法の制定過程について伺いましたが、今回は政治資金規正法の制定過程について問うことで、改めてその意味を確認したたく存じます。総務省にお伺いいたします。政治資金規正法の制定年についてのみ伺います。

○政府参考人（笠置隆範君） 政治資金規正法でございますが、昭和二十三年に成立、施行されております。

○吉川沙織君 では、政治資金規正法の制定過程について端的に、総務省選挙部長にお伺いいたします。

○政府参考人（笠置隆範君） 昭和二十三年に成立をいたしました政治資金規正法の制定経緯でございますが、第二次大戦後の不安定な社会経済情勢の中で政党の乱立と離合集散が激しく、このような群小政党の乱立とともに政治的腐敗行為が続出をしたため、昭和二十一年十月頃から群小政党の整理と腐敗行為の防止が政治的課題となつてございました。

そのような状況の下で、連合国総司令部、GHQでございますが、GHQの意向を受けて、当時の内務省におきまして政党法の検討が進められ、国会においても議論が行われたところでございます。その後、GHQの方から腐敗行為の防止に関する法案といったものを先に検討するよう指示、意向が示されまして、国会において政治腐敗の防止を図るため政治資金の問題が取り上げられることになり、昭和二十三年一月、衆議院の特別委員会に政党並びに選挙に関する腐敗防止法案起草委員会が設置をされ、政治腐敗防止に関する法案の策定作業が進められたというところでございます。

同起草小委員会における審議の過程で法案の名前が政治資金規正法案とされ、昭和二十三年四月三十日に共産党を除く各党派共同提案として衆議院に提出をされ、衆議院で可決されました。その後、参議院に回付され、参議院で一部修正が行われたものの、昭和二十三年六月三十日に衆議院において参議院修正案が否決され、原案である衆議院議決案を再議決により可決したことによりまして、原案どおり政治資金規正法が成立をしたという経緯でございます。

○吉川沙織君 政治資金規正法は昭和二十三年制定法で、先日、放送法の制定過程、これは昭和二十五年制定法ですが、最初に国会に提出されたの

は昭和二十三年。そのときも総司令部の下でいろんな議論がなされたわけですけども、混乱期にありました。

第二回国会において、今答弁ありましたけれども、衆議院で起草され、衆法として参議院に提出されました。衆議院では、政党法及び選挙法に関する特別委員会の下に設置された小委員会で実質的な審査がなされましたが、では、参議院ではどの委員会で審査が行われていましたか。参議院に伺います。

○参事（金子真実君） 政治資金規正法案は、本院では議院運営委員会に付託され、実質的な審査は議院運営委員会に設置された小委員会で行われております。

小委員会の名称は、当初は政党並びに選挙に関する腐敗防止法に関する小委員会でしたが、審査途中で政党及び選挙に関する小委員会に名称が変更されております。

○吉川沙織君 先ほどの選挙部長の答弁でも、今の委員部長の答弁でもそうですが、実は最初は腐敗防止法として議論がされていたようでございます。

変更前の小委員会名からうかがわれるように、政治資金規正法は、政党、選挙の腐敗という議会制民主主義を脅かす現状に対し、立法府自らが襟を正し、国民の政治への信頼を回復するために制

定された昭和二十三年制定法でございます。どのような議論を経て法制定に至ったのか、経緯や法に定められた各規定が意図している趣旨について現在の議員も理解を深めなければ、法の趣旨は徹底されず、形骸化してまいります。

今回は、主として当時の議論に関する記録が残されているか否かの観点からお伺いいたします。

政治資金規正法の実質的な審査は小委員会で審査が行われたものでありますが、例えば令和四年一月十四日の本院議院運営委員会で、小委員会の会議には原則として速記を付さないと申合せが第一回国会の常任委員長懇談会でなされた旨、当時の事務総長から答弁があったところです。

この小委員会には速記が付されているようですが、政治資金規正法制定までの間、何回の小委員会で速記が付されましたでしょうか。

○参事（金子真実君） 第二回国会で政治資金規正法案の審査が行われた議院運営委員会の小委員会につきまして、会議録が作成されたのは六回でございます。

○吉川沙織君 ただ、昭和二十三年六月十九日の本会議の委員長報告においては、十六回、小委員会十六回という発言がなされています。

参議院公報をめくってみますと小委員会が開会された事実は掲載されていますが、会議録が残されていない小委員会の開会日についてお伺いた

します。

○参事（金子真実君） お尋ねのありました議院運営委員会で政治資金規正法案の審査が終了するまでの間に開会された小委員会のうち会議録が作成されていない小委員会の開会日は、昭和二十三年二月六日、四月二十四日、四月二十七日、四月二十八日、五月一日、五月七日、五月二十六日、五月三十一日、六月四日の計九回でございます。

○吉川沙織君 小委員会について、会議録が残されている回数は六回、会議録は残されていないけれども参議院公報から開会が分かる回数は一九回あることを答弁いただきましたが、足し合わせる十五回です。委員長報告は十六回と言及してまいりますので、合致しません。

この前の放送法の時もそうだったんですけども、初期国会における公報を眺めてみますと、委員会を開会せずに協議、懇談した旨の記載をよく目にしますが、今回はどうだったか、そういうのがあれば教えてください。

○参事（金子真実君） 昭和二十三年六月八日の小委員会の議事経過には、「委員会が開会せず、懇談を行った。」と記載されております。

○吉川沙織君 まあ、これが全てかどうかあやふやな、当時の、もう昭和二十三年のもので分かりかねるところはあるんですけども、いずれにしても、小委員会で細かい議論が行われたよ

うでございます。

会議録が残されていない小委員会ではどのようなことが行われていたのか、参議院公報の掲載内容について主要なものを参議院にお伺いいたします。

○参事（金子真実君） 参議院公報の主な議事経過を御紹介いたしますと、「政治資金規正法案要綱に関して意見を交換した。」「政治資金規正法案について質疑を行った。」等の記載がございます。

○吉川沙織君 今御答弁いただいたほかに、「政治資金規正法案の取扱について協議を行った。」などもあり、実質的な審査は会議録が残されていない小委員会で行了ったことがうかがえます。

先ほど制定過程の選挙部長の答弁の中でも、GHQとの関係もありましたし、やはり政党間、いろんなことが関係する問題でしたので、もしかしたらいろいろあったのかもしれないですが、会議録が残っている小委員会と会議録が残っていない小委員会があれば、会議録の発行の号数と実際の開会回数にずれが生じることもなります。つまり、政治資金規正法の制定過程はなおのこと分かりづらくなっています。

先ほども申し上げました、第一回国会の常任委員長懇談会において特に小委員の会議については速記を付さない申合せがなされていたにもかかわらず、

らず、速記が付された小委員会が存在することは意味があるかと考えるところであります。その経緯等について、参議院事務局に何らかの記録なり資料なり残っていますでしょうか。

○参事（金子真実君） お尋ねの小委員会に速記が付された経緯等につきましては、記録が残っておりません。

○吉川沙織君 参議院は議院運営委員会の小委員会として、衆議院においては政党法及び選挙法に関する特別委員会の小委員会として政治資金規正法制定に至る実質的議論がなされていますが、衆議院においては小委員会の会議録は存在していないようです。参議院は、特に速記を付さないとしていたはずの小委員会に、全てではなくとも六回速記を付したということは重要な問題であったということ、だからこそ、速記を付した記録を一部であつても残したものと推察されます。

先ほど選挙部長からお話ございましたとおり、結果として、参議院で修正議決したものは、衆議院に回付したものの同意を得られず、憲法第五十九条の二による再議決が行われたものでございますが、このような制定過程を経て成立した政治資金規正法ですが、この法律が、まあ速度制限とかの規制、規制ではなくて、規正、正しくという、した意味について総務省にお伺いいたします。

○政府参考人（笠置隆範君） 昭和二十三年の政

治資金規正法案の法案要旨の説明におきまして、この法律案は、政治活動に伴う資金の収支を公の機関に報告させ、もつてこれらの資金の全貌を一般国民の前に公開する措置などによって成り立っており、題名、法律名でございますが、題名はその内容に最もふさわしい意味合いから政治資金規正法案と名付けることといたしましたと説明をされていると承知しております。

このように、政治資金の流れを国民の前に公開をし、国民の不断の監視と批判を仰ぐという方法を取っておりますことから、法律の名称も、制限をするという意味の規制ではなく、正しく直すという意味での規正、キマサとされているものと理解をいたしております。

○吉川沙織君 政治資金規正法制定に至るまでの間、最初は小委員会の名前も腐敗防止法だったのが、先ほどから答弁いただいておりますように、政治資金規正法に変わりました。

政治資金規正法は、戦後の民主化の中、政治的腐敗行為が続出したため、政治資金の明朗化を図り、政治資金の流れを国民の前に公開し、国民の不断の監視と批判を仰ぐという方法を取っておりますことから、今答弁いただいたとおり、名称も正しく直すという規正となっています。

政治資金規正法は、制定過程を見ても、法第一条を見ても、政治資金の入りと出を国民の前に明

らかにする公開性に重点を置いています。法制定時の議論に思いを致し、記録を残すことの重要性和国民の不断の監視と批判を仰ぐことを決定した政治資金規正法の意味を、立法院に身を置く者は一人一人が強く自覚すべきであることを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。